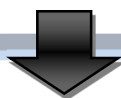


住宅ローン控除の特例の延長等について

- 住宅ローン控除の適用期限を4年延長(令和7年12月31日までに入居した者が対象)します。
- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた措置
 - ・省エネ性能等の高い認定住宅等(※1)につき、新築住宅等・既存住宅ともに、借入限度額を上乗せします。
 - ・令和6年以降に建築確認を受けた新築住宅につき、省エネ基準への適合を要件化します。
- 会計検査院の指摘への対応と当面の経済状況を踏まえた措置等
 - ・会計検査院の指摘への対応として控除率を0.7%(改正前:1%)としつつ、新築住宅等につき控除期間を13年へと上乗せ(※2)します。
 - ・住宅ローン控除の適用対象者の所得要件は合計所得金額2,000万円以下(改正前:3,000万円以下)とします。
 - ・合計所得金額1,000万円以下の者につき、令和5年以前に建築確認を受けた新築住宅の床面積要件を40㎡以上に緩和します



住宅ローン控除の控除期間

	住宅の種類	居住開始年	控除期間
新築	省エネ性能等の高い認定住宅等	令和4年～令和7年	13年
	その他の住宅	令和4年～令和5年	13年
		令和6年～令和7年	10年
既存住宅	すべて	令和4年～令和7年	10年



- ※1 「認定住宅等」は、認定長期優良住宅・認定低炭素住宅、ZEH水準省エネ住宅、省エネ基準適合住宅のことを指す。
- ※2 控除期間につき、新築等の認定住宅等については令和4～7年入居につき13年とし、新築等のその他の住宅については令和4・5年入居は13年、令和6・7年入居は10年とし、既存住宅については令和4～7年入居につき10年とする。
- ※3 「買取再販住宅」は、既存住宅を宅地建物取引業者が一定のリフォームにより良質化した上で販売する住宅のことを指す。
- ※4 「その他の住宅」は、省エネ基準を満たさない住宅のことを指す。
- ※5 既存住宅における築年数要件(耐火住宅25年、非耐火住宅20年)については廃止し、代わりに昭和57年以降に建築された住宅を対象とする。
- ※6 所得税額から控除しきれない額については、所得税の課税総所得金額等の5%(最高9.75万円)の範囲内で個人住民税から控除する。